

静岡県警察用船舶乗務員の服制及び被服支給等に関する訓令

(平成8年8月29日静岡県警察本部訓令第15号)

(目的)

第1条 この訓令は、静岡県警察の警察用船舶乗務員（以下「乗務員」という。）の服制及び被服の支給並びに装備品の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(乗務員の服制)

第2条 乗務員の服制は、別表のとおりとする。

(支給品の品目、数量及び使用期間)

第3条 乗務員に支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、数量及び使用期間は、次のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合、警察本部長（以下「本部長」という。）は、その数量を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

品目	数量	使用期間
冬帽子	1個	16月
夏帽子	1個	8月
冬活動帽子	1個	16月
夏活動帽子	1個	8月
冬服	1着	12月
合服	1着	12月
夏服	1着	4月
冬活動服	1着	12月
合活動服	1着	12月
防寒服	1着	30月
雨衣	1着	36月
冬ワイシャツ	1着	4月
合ワイシャツ	1着	4月
合ネクタイ	1本	8月
短靴	1足	12月

2 乗務員に任命後初めて支給品を支給する場合には、前項の規定にかかわらず、冬服、合服、冬活動服、合活動服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着とする。

(貸与品の品目及び数量)

第4条 乗務員に貸与する装備品（以下「貸与品」という。）の品目及び数量は、次のとおりとする。

品目	数量
----	----

ベルト	1本
肩章	1組
略肩章	2組
出動服	1着
略帽	1個
警備靴	1足
長靴	1足

(乗務員の服装等)

第5条 乗務員は、勤務中は、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、肩章及び短靴を着装しなければならない。ただし、乗船業務等に従事する場合には、制服及び制帽に代えて活動服及び活動帽を着用し、肩章に代えて略肩章を着装することができる。

- 2 乗務員は、船舶整備その他必要がある場合には、出動服、略帽等を着用することができる。
- 3 乗務員は、状況により、冬服又は合服の上衣を着用せず、制服用ワイシャツで勤務することができる。
- 4 前項の制服用ワイシャツで勤務する場合及び夏服で勤務する場合は、略肩章を取り付けるものとする。
- 5 乗務員は、必要がある場合には、防寒服又は雨衣を着用することができる。

(支給品及び貸与品の返納)

第6条 乗務員の解任を命ぜられた者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を返納しなければならない。

(着用期間)

第7条 乗務員の被服の着用期間は、次のとおりとする。

品目	着用期間
冬服、冬活動服、冬帽子、冬活動帽子、冬ワイシャツ、合ネクタイ	12月1日から翌年3月31日まで
合服、合活動服、夏帽子、夏活動帽子、合ワイシャツ、合ネクタイ	4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
夏服、夏帽子、夏活動帽子	6月1日から9月30日まで

- 2 本部長は、必要があると認める場合は、前項の着用期間を変更することができる。

附 則

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成20年3月10日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日県本部訓令第 14 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。